

解体工事業者の皆様へ

家電4品目は「正しく」リサイクルしてください

- ◆ 家電4品目（エアコン（セパレートタイプ[°]（壁掛け型、床置き型）・ウインドタイプ）、テレビ（ブラウン管式、液晶式、有機EL式、プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は、家電リサイクル法の対象品目であり、家電4品目が廃棄物となったもの（以下「廃家電」という。）は、家電リサイクル法等に基づき処理する必要があります。

※事業所で使われている家庭用機器（家電4品目）も、家電リサイクル法の対象です。

- ◆ 建築物解体時の残置物については、元の所有者に処理責任があるので、建築物解体時の残置物として家電4品目がある場合には、解体工事発注者に対して、家電リサイクル法等に則した処理（廃棄）を依頼してください。

①建築物解体の際に残された廃家電は「残置物」です。

- 建築物の解体時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物（残置物）は、建築物の解体に伴い生じた廃棄物（解体物）とは異なり、その処理責任は所有者にあります。
- 建築物解体の際に残置された廃家電も、「残置物」に該当します。

②残置物である廃家電は、家電リサイクル法等に則した扱いをお願いします。

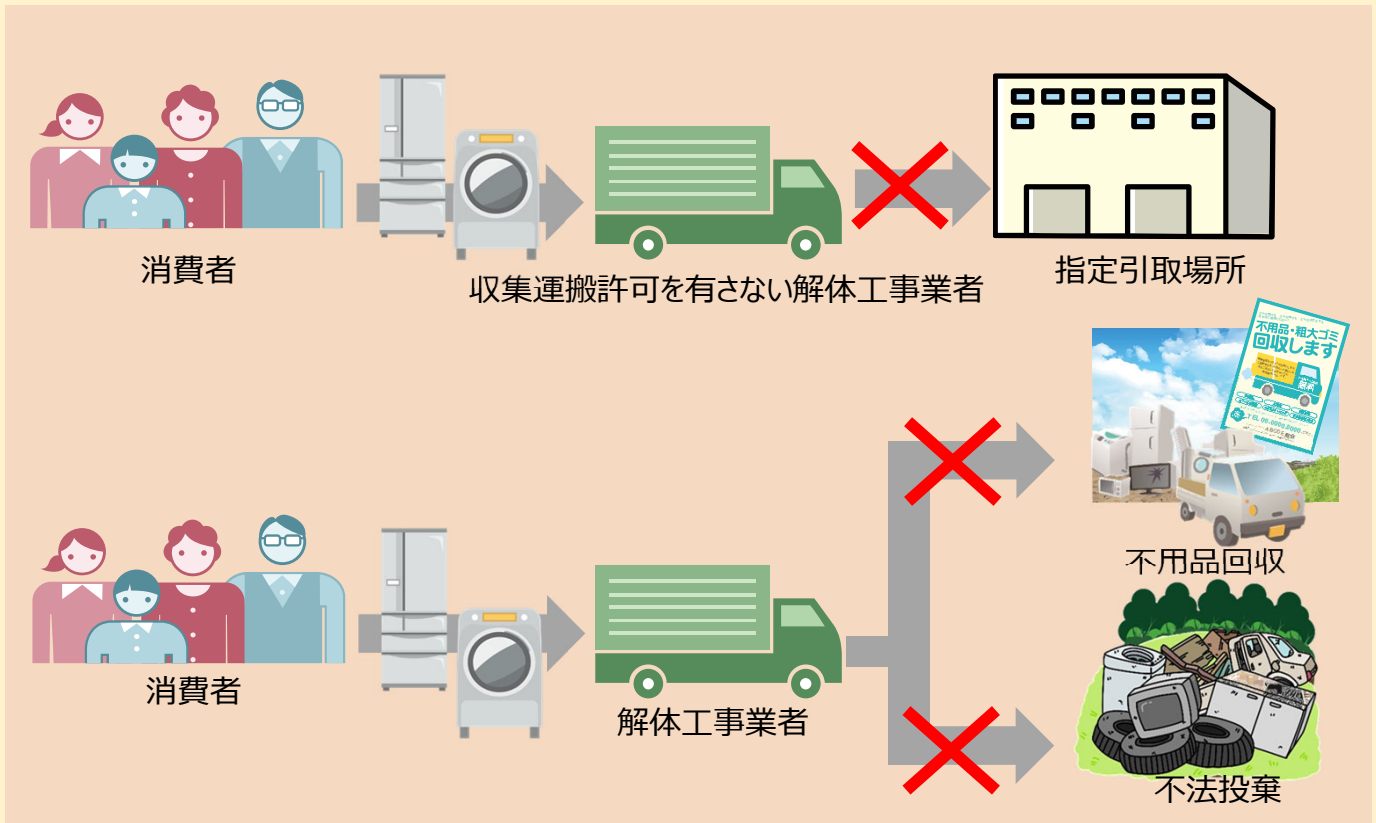
残置物は、元の所有者があらかじめ撤去するのが本来のルールであることを解体工事発注者に説明の上、廃家電については家電リサイクル法等に則した適正な処理（廃棄）を解体工事発注者に依頼してください。（解体工事発注者向け資料をご活用ください。）

③解体工事発注者等から廃家電の収集運搬を依頼された場合、以下の点に注意してください。

- 建築物解体の際に残された廃家電が一般廃棄物にあたる場合（一般家庭で使われていた家電4品目である場合）、その収集運搬を受託するためには、産業廃棄物収集運搬業の許可ではなく、一般廃棄物収集運搬業の許可又は市町村からの当該残置物の処理に係る委託が必要です。
※解体工事業者が家電リサイクル法上の小売業者に該当する場合（家電4品目の小売販売を兼業している場合）は、この限りではありません。詳細については、経済産業省のホームページなどに掲載されている小売業者向け家電リサイクル法に関する資料を御覧ください。
- 建築物解体の際に残置された廃家電が産業廃棄物にあたる場合（事業所で使われていた家電4品目である場合）、その収集運搬を受託するためには、産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です。
- 廃家電は、指定引取場所に持込みリサイクルするか、適正処理を行う廃棄物処分許可業者に処分を依頼してください。

④ 法律違反に注意してください。

- 一般廃棄物にあたる廃家電について一般廃棄物収集運搬業許可（又は市町村からの委託）を有さない解体工事業者が収集運搬を行った場合、廃棄物処理法に違反します。産業廃棄物にあたる廃家電について産業廃棄物収集運搬業許可を有さない解体工事業者が収集運搬を行った場合についても、同様に廃棄物処理法に違反します。
- また、廃家電の収集運搬を行うことができる解体工事業者が、引き取った廃家電を製造業者等に引き渡さずに違法な回収業者等に引き渡した場合、家電リサイクル法又は廃棄物処理法に違反します。



建築物の解体時における残置物の取扱いについて（環境省通知）

<https://www.env.go.jp/hourei/add/k045.pdf>



経済産業省の家電リサイクル法特設サイト（消費者向けサイト）

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/fukyu_special/index.html

